

～南伊豆町新型コロナウイルス感染症対策事業～

コロナに負けない! みんなで買って、食べて、使って
ガンバル地域をみんなで応援しよう!

みなみいず応援プレミアム付商品券《第2弾》 取扱事業者募集要項

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町民の生活を支援し、また疲弊した地域経済の活性化のため、町内における購買力の向上を図り、町内事業所の売上げを増やし、地域経済を町全体で応援することを目的として、南伊豆町の全世帯を対象にプレミアム付き商品券《第2弾》を販売するにあたり、商品券の取扱事業者を募集します。

1. 事業の概要《第2弾》

- ① 購入対象者…令和3年3月1日(基準日)時点の住民基本台帳登録世帯の世帯主
(2月1日現在 3,905世帯)
- ② プレミアム率…100%
- ③ 商品券……1枚あたりの額面は500円とし、全店舗共通券：10枚と※地域小規模店舗専用券：10枚の2種類、計20枚を1綴りで1冊とする。

※**地域小規模店舗専用券**とは…大規模小売店舗立地法に係る店舗（南伊豆町では、マックスバリュ下賀茂店）**以外の店舗**で利用できる券
全店舗共通券は…取扱店舗の全店舗で利用できます。

*** 第2弾の商品券ならびに取扱店舗ステッカーのデザインは新しく変更します。**

- ④ 販売価格…1冊額面10,000円分を5,000円で販売します。
- ⑤ 購入限度額…1世帯当たりの購入限度額 額面50,000円(購入額25,000円)
(対象者1世帯で5冊まで購入可能)

2. 取扱事業者の資格

南伊豆町内に店舗や事業所等がある、小売業、飲食業、サービス業、建設業、製造業、医療介護サービス業、宿泊業、その他の事業者。ただし、以下の事業者は対象外とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。
- ② 法令又は公序良俗に反するもの。

3. 申し込み方法

新規にプレミアム付商品券の取扱いを希望する方は、「みなみいず応援プレミアム付商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、郵送、持参、いずれかの方法により、令和3年2月22日(月)までに、南伊豆町商工会へご提出ください。

- ◆ 取扱登録事業者は、商品券購入対象者に配布予定のチラシならびに町ホームページの取扱店一覧、商工会による町内事業所の紹介記事等に店舗情報を掲載させていただきますのでご承知ください。

- ◆ 500円以上の支払時に「みなみいず応援プレミアム付商品券」は利用できるものとし、つり銭は出さないでください。
代金に不足する分は、現金で受け取ってください。
- ◆ 登録資格の確認後に「取扱店ステッカー」を交付しますので、店頭に掲示願います。
- ◆ 取扱店の登録料は無料です。
- ◆ 取扱登録事業者には、換金請求の手数料として商品券1枚につき3円を別途支給します。
- ◆ 取扱登録事業者は、町及び商工会と適切な連携体制を構築していただきます。
- ◆ 商工会等による売り出し企画やサービス店会キャンペーンにご協力いただきます。
- ◆ 各取扱登録事業者については、この事業を喚起として、自店の売上げを伸ばすような積極的取り組みを期待いたします。

4. 取扱事業者の業務

取扱事業者は、商品券の使用期間内に商品券を持参した方に券面記載額に相当する商品やサービスの提供を行って下さい。

※ 商品券面記載額に満たない利用の場合、お釣りを出す必要はありません。
また、不足する分は現金で買ってください。

5. 商品券の販売場所

南伊豆町役場 商工観光課 南伊豆町下賀茂 315 番地の 1 ☎ 62-6300

6. 商品券の販売期間

令和3年3月15日(月)から令和3年4月30日(金)まで

- 令和3年3月15日(月)から令和3年3月18日(木)まで、地区の公民館等を会場に巡回販売を行ないます。
- 巡回販売期間は、役場では販売いたしません。
- 全ての地区に伺う予定です。
(1地区につき40分～1時間を予定。第1弾の購入実績により変更あり)
- 令和3年3月19日(金)から4月30日(金)の間は、役場の開庁日に1階商工観光課の窓口で販売いたします。
- 3月20日(土)と21日(日)の2日間のみ、特別に土日の販売窓口を開設します。

以後は、平日のみの販売とします。

販売時間は、午前9時から正午までと午後1時から午後4時までとします。

商品券が完売次第終了です。

商品券はたくさん用意しましたので、すぐに売り切れる心配はありません。

7. 商品券の使用可能期間

令和3年4月1日(木)から令和3年7月31日(土)まで

(今回は、プレミアム付商品券の販売開始日と使用開始日が同日ではありません。)

8. 換金手続き

※今回は、換金の受付曜日が指定されています。

- ① 商品券の換金受付は、南伊豆町商工会です。(☎：0558 - 62 - 0675)
他の場所では受け付けません。
指定された曜日と時間内に南伊豆町商工会の窓口までご持参願います。
- ② 商品券の換金請求書の受付は、令和3年4月1日(木)から令和3年8月6日(金)の期間内の火曜日と金曜日のみ(祝休日除く平日のみ)とし、換金受付期間を過ぎた場合は、換金に応じることはできません。
- ③ 商品券の換金請求書の受付時間については、平日の午前9時から正午までと午後1時から午後4時までとします。
- ④ 商品券を換金する場合には、
 - 回収した商品券の裏面に必ず、取扱店名印(ゴム印等)を押印または店舗名を記載してください。請求書の受付時に確認しますので、忘れず記載をお願いします。
 - 指定の「みなみいず応援プレミアム付商品券取扱明細書兼請求書」と「みなみいず応援プレミアム付商品券取扱事業者換金手数料請求書」に、集計したプレミアム付商品券を添えて、南伊豆町商工会の窓口にご持参いただきます。
- ⑤ 商品券の代金については、役場からの振り込みとして月3回(10日・20日・月末)を振込日とします。《振込日については振込通知書を発行します。》
- ⑥ 振込処理に請求書の受け付けから20日~25日ほどの時間を要します。

9. 取扱店にかかる費用負担

取扱店舗登録にかかる費用及び利用済み商品券の代金の振込みにかかる手数料は無料です。

10. 商品券の利用対象とならないもの

- ① 不動産に係る支払い(土地、家屋購入、家賃、地代、駐車場代等)
- ② 明らかに資産形成となるもの(出資、債務、預入、金融商品の購入〈有価証券等〉)
- ③ たばこ
- ④ 現金や電子マネーとの換金
- ⑤ プリペイドカード、他の商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、
- ⑥ 印紙 など、換金性の高いものの購入
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑨ 国税、地方税などの税金や保険料の支払い等
- ⑩ 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金に関する支払い

11. 注意事項

- ◆ 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはいけません。
- ◆ 取扱店舗登録に関する虚偽または不正行為をしてはいけません。
- ◆ 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはいけません。
- ◆ 商品券が偽装されたものと判断できる等、不正使用が明らかな場合は、その商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに、南伊豆町商工会（電話 62-0675）に連絡してください。その際の責については、町と商工会にて協議します。
- ◆ 換金目的での商品券の購入は行わないでください。
- ◆ 自社商品の購入に商品券を利用してはいけません。
- ◆ 商品券を、事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用できません。
- ◆ **有効期限（令和3年7月31日（土））を過ぎた商品券は、取り扱わないでください。**
- ◆ 町が、取扱店舗がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店舗資格を取り消します。
- ◆ 医療介護サービス業の方へ……本商品券は、医療や介護の自己負担の支払いに充てる
ことが可能ですが、おつりが出ないものであるため、**医療費ならびに介護サービス
利用料の自己負担分を超える額面の商品券を受け取ってはならない点**について
ご留意ください。1枚500円で計算して不足する分は、現金で利用者からお受け取り
ください。
- ◆ 商品券取扱店舗登録の資格確認後、改めて「請求書」等の関係文書を送付いたします。

12. 店舗募集についての問い合わせ

〒415 - 0303 南伊豆町下賀茂 323-1

南伊豆町商工会

電話：0558 - 62 - 0675 FAX：0558 - 62 - 3054

13. 事業についての問い合わせ

〒415 - 0392 南伊豆町下賀茂 315-1

南伊豆町役場 商工観光課 商工振興係

電話：0558 - 62 - 6300 FAX：0558 - 62 - 2493